

新 行 動 計 画 素 案 の 概 要 (案)

目次

I 計画策定に当たったての基本的な考え方 (概要)	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	2
3 計画の構成と期間	2
II 長期的展望	
第1章 時代の潮流と本県の課題	3
第2章 計画の基本理念と将来の本県の姿 (概要)	
1 計画の基本理念	20
2 将来の本県の姿	25
III 行動計画	
第1章 施策・事業	
1 施策・事業実施に当たったての考え方 (概要)	26
2 主要な施策・事業の内容	27
・ 政策推進に当たったての基本的考え方	
・ 施策の方向 (概要)	
3 重点プラン (概要)	29
第2章 計画推進方策 (概要)	
1 計画推進の基本的考え方	31
2 計画の進捗状況管理	31

I 計画策定に当たったの基本的な考え方（概要）

1 計画策定の趣旨

○第一期行動計画の実施

- ・平成 19 年 12 月に、総合計画のアクションプランとして「チャレンジ山梨行動計画」を策定し、これにもとづき「暮らしやすさ日本一」を目指した県づくりを推進
- ・産業振興や環境保全、医療・福祉の充実など、バランスのとれた施策・事業を展開し、計画に掲げた目標は、概ね達成

○社会経済情勢の変化

- ・「暮らしやすさ日本一」の県づくり」は、まだ道の途上
- ・東日本大震災をはじめ、人口減少、少子高齢化、社会・経済のグローバル化など、本県を取り巻く社会経済情勢は、予想をはるかに超える速度で変化
- ・今後は、社会経済情勢の変化や県民意識の動向、国の政策などの状況を正確に把握し、これらに的確かつ柔軟に対応していくことが重要

○第二期行動計画の策定

- ・時代の潮流を見据えて、明るく元気な本県の未来を創るため、「第二期チャレンジやまなし行動計画（仮称）」を策定する
- ・計画に基づき、県民の誰もが真の豊かさを実感できる「暮らしやすさ日本一の県づくり」を目指す
- ・計画の推進に当たっては、行財政の効率的な運営が必要不可欠なため、行財政改革を行動計画と一体的に推進
- ・これまでの活動により、県の明るい未来を切り拓く「やまなし発展の芽」が育ちつつあるので、これらを育み、大きな成果へと結実させることで、山梨を未来に向かって大きく飛躍させる

2 計画の性格と役割

(1) 計画の性格と役割

- ・行動計画は、豊かな未来を実現するため、時代の潮流を踏まえた上で、これからの県づくりに向けた「基本理念」や県の「将来の姿」などを示す県政運営の基本指針
- ・また、県として着実に推進しなければならない取り組みを、総合的・体系的に整理する未来づくりの計画
- ・選択と集中の視点から、今後、重点的に取り組む施策・事業について、その内容や具体的な数値目標、実現に至るまでの工程等を提示

3 計画の構成と期間

○計画の構成

- I 計画策定に当たったの基本的な考え方
 - 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の性格と役割
 - 3 計画の構成と期間
- II 長期的展望
 - ◇ 時代の潮流と本県の課題
 - ◇ 計画の基本理念と将来の本県の姿
 - 1 計画の基本理念
 - 2 将来の本県の姿
- III 行動計画
 - ◇ 施策・事業
 - 1 施策・事業実施に当たったの考え方
 - 2 主要な施策・事業の内容、工程表、数値目標
 - 3 重点プラン
 - ◇ 計画推進方策

○計画期間

- ・2011（平成23）年度から2014（平成26）年度までの4年間

Ⅱ 長期的展望

第1章 時代の潮流と本県の課題

近年、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。グローバル化が急速に進み、世界との距離が縮まるなか、私たちは、少子高齢化や地球温暖化、世界的な食料・資源・エネルギー供給の逼迫など、これまで経験したことのない大きな課題に直面すると予測されています。

このような課題に的確に対応し、本県の未来を拓いていくためには、現在、私たちが、時代の潮流の中でどのような立場にあるのか、できるだけ正確に把握することが必要です。

ここでは、人口減少社会の到来など9つの観点から、社会経済の動向と本県の課題について明らかにしていきます。

(1) 人口減少社会の到来

○国の住民基本台帳に基づく人口調査によると、わが国の総人口は、2010(平成22)年3月31日時点で1億2,705万7千余人であり、前年に比べ1万8千余人減少し、3年ぶりに減少に転じています。

○また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、わが国の総人口は、今後、減少傾向となり、最も早く進んだ場合、2041(平成53)年には1億人を割り込むと予測されています。

○なお、わが国の合計特殊出生率(※1)は、昭和50年に2.00を下回ってから低下傾向が続いていましたが、2006(平成18)年に6年ぶりに上昇してから微増となっており、2009(平成21)年は1.37となっています。

○一方、わが国の高齢化率(※2)は、2010(平成22)年に23.0%となっていますが、今後も上昇が見込まれており、2025(平成37)年には30.5%に達し、国民の3人にひとりが65歳以上の高齢者になると予測されています。

○なお、世帯数については、未婚化・晩婚化・高齢化の進行等を背景に、単独世帯の増加や世帯当たりの人員の減少が進むため、人口よりも緩やかな速度で減少すると予測されています。

○本県の総人口は、住民基本台帳に基づく人口調査によると、2010(平成22)年3月31日時点で、864,210人で、前年同期との比較で2,912人の減少となっています。

○また、本県の合計特殊出生率は、2009(平成21)年が1.31であり、全国平均の1.37を下回るなど、少子化が進んでいます。

○さらに、本県の高齢化率は、2010(平成22)年4月1日現在で24.1%となっており、全国

平均を1.1ポイント上回るなど全国よりも高齢化が進んでいます。

○わが国全体の人口は、既に親となる世代の人口が減少に転じていることから、今後も、人口減少や少子高齢化が進むことが予測されており、これに伴い様々な問題が生じることが懸念されています。

○まず、経済情勢については、総人口の減少や団塊世代の高齢化等により、消費者人口と労働力人口の減少という需要と供給の両面での縮小が生じることから、経済活動の停滞が懸念されています。

○また、これまでわが国を支えてきた社会経済システムの柱の一つである年金・医療・介護などの社会保障制度についても、税収の減少や高齢化に伴う現役世代の負担増など、財政運営をはじめ様々な問題が生じています。

○さらに、高齢化が著しく進んだ地域においては、冠婚葬祭や農地の共同管理などの互助機能はもとより、日常的な支え合い機能が衰退し、コミュニティそのものの維持が困難となる集落の増加が見込まれるほか、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増えることから、孤独死や老老介護などの問題の深刻化が懸念されています。

○こうした中、国は、2010（平成22）年6月に、少子高齢化など社会経済が抱える課題の解決を新たな需要や雇用創出に結びつける政策として、財政再建と経済成長、社会保障の充実に三位一体で取り組む「第三の道」を追求する方針を打ち出しました。

○本県においても、右肩上がりの社会経済を前提に構築されてきた社会システムや価値観を根底から変えることが必要な状況となっており、今後は、直面する課題の解決に社会全体で取り組みながら、人口減少・少子高齢化社会に適応した様々な仕組みを作っていくことが求められています。

※1 合計特殊出生率：一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す人口統計上の指標

※2 高齢化率：総人口に占める65歳以上の高齢者の割合

(2) 地球温暖化の進行

○地球温暖化を防止するには、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を減少させていくことが必要です（※3）

○これまで、国際社会においては、地球温暖化問題に対処するため、1992（平成4）年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択したほか、この条約に基づき長期的・継続的な温室効果ガス排出削減の方策として、1997（平成9）年に「京都議定書」を採択しました。

○この京都議定書では、先進国が、国ごとに温室効果ガス排出量に関する数値目標を設け、2008（平成20）年～2012（平成24）年の5年間に目標を達成することを約束すると

もに、途上国を含む締約国の全員に対し、温室効果ガスの吸収強化やエネルギー効率の向上などを義務付けています。

○京都議定書に定める削減対象期間は、2012(平成24)年までとなり、その後には続く国際的な枠組みの設定（「ポスト京都議定書」）の取り扱いが大きな課題となっています。

これについて、先進国と途上国で利害調整が進められていますが、温室効果ガスの削減目標等については、国際社会として共同歩調を取れる状況には至っていません。

○こうした中、わが国は、省エネルギーに関する取り組みは世界最高水準となっているものの、温室効果ガスの排出量は、基準年に比べて増加しています。

○国は、2009（平成21）年に行われた「気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議首脳級会合」において、1990（平成2）年比で2020（平成32）年までに温室効果ガスの25%削減を目指すことを表明しました。

○また、国は、2010（平成22）年7月に公表した「経済財政白書」において、温室効果ガスの削減規制について、中長期的に見れば省エネルギーや環境関連製品の売り上げ増などのプラス効果があるとしながらも、コストが便益を上回るマイナス効果も否定できないことなど、環境分野における生産性向上の必要性を指摘しています。

※3 温室効果ガスの排出量削減：「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の第4次評価報告書 抜粋（国際連合／2007（平成19）年11月公表）

＜温室効果ガスと気象変動について＞

- ・気候システムの温暖化には疑う余地がない。
- ・多くの自然システムが、地域的な気候変動、とりわけ気温上昇の影響を受けつつある。
- ・20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高い。

○本県においては、2008（平成20）年12月に制定された山梨県地球温暖化対策条例に基づき、2009（平成21）年3月に「地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

この計画では、本県から排出される温室効果ガスの量を、2020（平成32）年までに1990（平成2）年比で24.4%削減することとし、国の削減目標である25%と同程度の高い目標を掲げています。

○また計画では、提言に基づく県民共有の長期ビジョンを「CO₂ゼロやまなし」として、概ね2050（平成62）年を目的に、県民運動と省エネ技術の普及による温室効果ガスの削減に加え、再生可能エネルギーの積極的な導入や森林整備による吸収、排出権取引の利用など新たな手法をフルに活用し、県内から排出される二酸化炭素が吸収量と等

しくなることを目指すとしています。

○なお、太陽光発電は、日照時間が全国のトップクラスにある本県に極めて適した自然エネルギーであることから、山梨県と東京電力株式会社が共同して、甲府市下向山町の米倉山に、内陸部では国内最大規模となる太陽光発電施設の整備を進めており、一日も早い完成を目指しています。

○さらに、県が2009（平成21）年6月に策定した「やまなしグリーンニューデール計画」においては、この大規模太陽光発電施設の整備を、本県における太陽光発電の普及促進の中核をなす事業として位置付けるとともに、グリーンニューデール基金等を活用し、アイメッセ山梨や富士ビジターセンサーなど、30の県有施設に太陽光発電設備を設置することとしており、既に29施設への設置が完了しました。

○なお、このグリーンニューデール基金では、市町村や温室効果ガスの排出抑制計画を提出した民間事業者等が行う太陽光発電設備等の設置に対しても助成しています。

○今後は、中国・インドなどの新興国における排出量が増加することが見込まれており、さらなる平均気温の上昇が食糧生産や生態系などに影響を及ぼすことが懸念されています。

○また、国が2010（平成22）年6月に閣議決定した「新成長戦略」においては、「グリーンイノベーション」として、環境エネルギー分野での技術革新による新たな産業や市場の創出を、将来の成長を支える大きな柱のひとつとしています。

○豊かな自然環境に恵まれた本県においても、今後は、太陽光発電や小水力発電の普及促進、バイオマスの利活用の促進、燃料電池の技術開発の推進など、石油の代替となる自然エネルギー等の積極的な導入を図る総合的な取り組みを進めるなど、低炭素社会の実現と経済の活性化の両立を目指す「地球温暖化対策実行計画」を着実に推進していきます。

○特に、太陽光発電については、その積極的な普及促進を図り、「ソーラー王国やまなし」の実現を目指します。

(3) ICT活用社会の構築

○パソコンや携帯電話などのデジタル機器の普及や地域社会へのブロードバンドサービスの拡大など、情報通信技術の進展は県民生活や企業活動の利便性の向上をもたらしました。

○国内では2009（平成21）年末時点でのインターネット利用者数が9,408万余人に達するなど、インターネットの利用が一般的になるほか、これまでユーザーが保有・管理していたハードウェアやソフトウェア・データ等を事業者が一括して保有・管理し、サ

ービスとして提供するクラウドコンピューティングが急速に普及しつつあります。

○また、低炭素社会の実現に向けた新たな取り組みとして、情報通信技術（ICT※4）を活用し電力の需給バランスを総合的に調整することで電力の安定供給を実現する「スマート・グリッド」の開発や、エネルギーや水、交通、廃棄物処理などの社会インフラを総合的にコントロールし、高効率で低環境負荷な都市を実現する「スマート・シティ」など、新しい技術の開発・普及が進められています。

○一方、わが国では、情報通信技術に関する技術水準やインフラ整備は十分な状況となつていますが、その利活用的一面は先進諸国に比べ遅れており、医療や介護、教育、観光、防災など、住民生活におけるICT利活用の向上に期待が寄せられています。

○こうした中、国では、2008（平成20）年6月に策定した「デジタル・デバイス解消戦略」に基づき、ブロードバンド・ゼロ地域の解消や携帯電話不感地帯の解消といった、いわゆるデジタル・デバイドの解消に向けた取り組みを進めてきましたが、利用者の多くは、コンピュータウイルスの感染や個人情報の流出、不正アクセス、フィッシング詐欺など、コンピュータやインターネットにおける安全の確保に不安を感じています。

○本県においては、携帯電話の居住地域における不感の解消や高速ブロードバンドサービスの利用拡大のほか、情報セキュリティに関する普及啓発等の活動を進めるとともに、県内ICT関連の産学官連携のもと、高度な情報通信技術に対応する人材の育成・確保や情報通信関連産業の集積促進を進めています。

○今後は、スマートフォンや携帯情報端末の利用拡大やクラウドコンピューティング等の新たな技術の普及、情報リテラシーの向上や情報通信産業の集積等を図りながら、医療や介護、教育、観光、防災など様々な分野におけるICTの利活用を進めるとともに、情報セキュリティ対策の強化やサイバー犯罪に強い社会環境づくりを進めるところが求められています。

※4 ICT：Information and Communication Technology 情報通信に関連する技術一般の総称

(4) 社会・経済のグローバル化の進展

○国際社会は、2008（平成20）年に生じた100年に一度と言われる世界的な不況を契機に大きく変化しつつあります。

○従来は、先進国を中心とする主要国首脳会議（G8）が世界経済や安全保障等に関する重要課題を調整してきましたが、現在では、これに中国やブラジルなどの新興国を

加えた20ヶ国・地域首脳会合（G20）がその役割を担うようになっていきます。

○アジアの国家の中で唯一「G8」に参加してきたわが国も、その国際的な地位と役割が変容しつつあり、2011（平成23）年2月には、2010年のわが国の名目国内総生産（GDP）が初めて中国に抜かれ、世界3位に転落したことが報じられました。

○わが国は、経済規模では相対的な地位を下げつつあるものの、ゲームや漫画・アニメなどのポップカルチャー、武道などの伝統文化や高度なものづくり技術などの分野では、依然として世界から高い関心を集めており、わが国の文化や技術が国際的に評価される「クールジャパン」と呼ばれる現象も起きています。

（社会のグローバル化）

○わが国は、2010（平成22）年6月に、日米同盟を外交の基軸としながらも、同時にアジア諸国との連携を強化する旨を発表しました。

これによると、日本とアメリカとの関係においては、日米同盟をアジア・太平洋の安定と繁栄を支える国際的な共有財産として、今後も同盟関係を着実に深化させることとし、また、アジアの近隣諸国とは、政治・経済・文化等のさまざまな面で関係を強化し、将来的な東アジア共同体の構想についても言及しています。

○一方、2010（平成22）年10月に名古屋市で開催された第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）では、わが国が先頭に立ってリーダーシップを発揮し、生物の多様性を守る国際的な取り組みを推進するほか、アフリカやアジアの復興支援やアフリカの支援の継続等に関する決議を取りまとめるなど、国際的な協力・支援体制の構築に向けた取り組みが進められています。

○また、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、三陸沖（牡鹿半島の東南東約130km付近）の海底においてマグニチュード9.0、宮城県において最大震度7を観測し、東北地方と北関東地方を中心に甚大な被害を及ぼしました。

このニュースは、瞬く間に世界を駆けめぐり、アメリカや韓国、台湾、中国など世界の国々から、救援隊の派遣や緊急物資の提供などの緊急支援、復旧・復興に向けた義援金の申し出など、様々な協力・支援がありました。

また、災害後の厳しい状況の中でも、冷静に秩序を保ちながらお互いを助け合う日本人の姿は、国際ニュースやインターネットを通じて、世界の人々に賞賛と感銘を持って受け止められました。

このように、今や、地球上のあらゆる出来事を瞬時に世界に伝える情報ネットワークの仕組みが世界的に普及し、国際的な協調体制の枠組みづくりやNGOなどの国際的な市民活動に重要な役割を果たすようになっていきます。

○こうした中、わが国の外国人登録者数は、2009（平成21）年末現在で、218万6千人余であり、過去最高を記録した前年に比べて3万1千人余（1.4%）減少したものの、

10年前の1999（平成11）年末と比べると63万人余（40.5％）と大きく増加しています。また、外国人登録者の総人口に占める割合は、前年に比べて0.03ポイント減少し、1.71％となっています。

○本県においては、在住外国人に対する生活面での総合的な支援体制を確立し、地域住民との共生を図るため、2007（平成19）年4月に「やまなし多文化共生推進指針」を策定し、これに基づき、県、外国人集住市町、県国際交流協会が、多言語による生活情報等の提供や外国語通訳の配置、国際交流人材バンクの運営、日本語講座の開催、交流イベントの実施などの取り組みを行っています。

○また、県内の公立小中学校における外国籍児童の中には、日本語での日常会話が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じる児童等がいるため、日本語指導センター校が設置され、専門指導を行う教員を配置しています。

○今後も、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとに地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」の構築に向けた取り組みを、より一層進めていくことが求められています。

（経済のグローバル化）

○経済連携協定（EPA※5）や自由貿易協定（FTA※6）など、新しい貿易の仕組みづくりを通じて、世界各地で広域的な貿易・投資の自由化が進んでいます。

これにより、ヒト、モノ、資本、情報、技術、サービス等が、国境を越えて活発に行き交い、地球上のあらゆる地域間でビジネスや交流が行われるようになってきました。

○わが国の製造業は、労働集約的な部分を中心に国外移転が進み、産業の空洞化ともいえる現象が顕著になっています。

これにより、高度な専門技術・ノウハウを持った人材への需要が高まる一方、非正規雇用の増加や働きながら貧困に陥る「ワーキングプア」が発生するなど、経済的な格差が拡大しています。

○また、近年急速に成長した新興諸国は、わが国にとって、製造業だけでなく農林水産業、サービス業など、幅広い産業分野におけるビジネスチャンスとなっていますが、一方で、安い人件費や技術力の向上により、厳しい競争相手にもなっています。

○こうした中、石油価格の高騰や、特にアジアにおけるレアメタルの輸出規制など、世界的に資源の獲得競争が進みつつあり、わが国にとっても安定的な資源の確保が課題となっています。

○また、2008（平成20）年9月には、投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻を契機とした

世界的な金融危機が起こり、経済成長の糧を外需に依存していたわが国にも大きな影響が及びました。

その後、景気は次第に持ち直してきましたが、東日本大震災による東北地方・北関東地方の産業基盤の喪失や新卒・若年者を中心とした雇用状況の低迷、さらには円高の進行、海外経済の減速懸念など、国内経済は依然として厳しい状況が続いています。

○一方、中国をはじめする外国人観光客は、近年、増加する傾向にあります。

現在、日本を訪れる外国人観光客は、東日本大震災とそれに続く東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の影響等により大幅に減少していますが、長期的には、京都や奈良、富士山、秋葉原等の観光名所を中心に回復していくものと推測されています。

※5 EPA : Economic Partnership Agreement (経済連携協定) 貿易の自由化に加え、投資、人の異動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

※6 FTA : Free Trade Agreement (自由貿易協定) 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁を削減・撤廃することを目的とする協定

○世界の経済構造が大きく変わりつつある中、本県においては、2011(平成23)年3月に、国の新成長戦略や本県産業の特性や優位性を踏まえ、今後、本県で成長が期待される産業分野を明らかにする「産業振興ビジョン」を策定しました。

今後は、このビジョンに基づき、国際競争力のある中小企業の育成に向け、県内事業者の経営革新や業種転換の促進を図っていきます。

○また、本県を訪れる外国人観光客は、中国を中心とした東アジア諸国、東南アジア諸国からの観光客が著しく増加しており、2009(平成21)年には90万人を超える状況となっています。

○本県においては、静岡県や関係市町村と連携して富士山の世界文化遺産登録を目指した取り組みを進めています。

今後、富士山が世界的な観光地として飛躍的に発展する絶好の機会であることから、早期の登録の実現に向け精力的に取り組んでいきます。

○また、国が国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進するために認定する「観光圏整備実施計画認定地域」に、2008(平成20)年10月には「富士山・富士五湖観光圏」が、また2010(平成22)年4月には「八ヶ岳観光圏」が認定されました。

これにより、今後も国内外の観光客による長期滞在型の観光エリアとして、より一層の整備が進められることが期待されています。

○さらに本県は、ぶどうや桃の生産量が全国1位となっていますが、これら県産果実の

新たな市場として、近年成長が著しいアジア諸国への輸出を促進しており、2009（平成21）年には、海外では初となる観光物産展を香港で開催するなど、東アジア諸国を中心に海外でのトップセールスを展開しています。

○なお、本県の代表的なぶどう品種である「甲州種」が、2010（平成22）年4月に葡萄・ワイン国際機構（OIV）に登録されたことにより、EUのワイン市場において、ワインラベルに「甲州（Koshu）」を表示することが可能となるなど、輸出増加に向けた環境が整いつつあります。

○今後は、国と連携した経済・雇用対策を引き続き着実に実施し、県内経済を自律的な回復基調に乗せるとともに、観光客の誘致や県産品の輸出増進等を視野に入れた活動を、より一層展開していくことが求められています。

(5) 安全・安心に対する意識の高まり

（安全な暮らしの確保）

○2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災においては、マグニチュード9.0という国内最大規模の地震と地震後に発生した大津波により、太平洋沿岸を中心とした地域において多くの死者や行方不明者が出る大災害となり、幾つかの地区では集落が丸ごと流され全滅するなど、広範な地域に甚大な被害を及ぼしました。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所においては、地震とその後の津波により冷却装置が正常に作動しなかったことから、燃料棒の溶融事故が発生し、放射性物質に汚染された大気や水の流出に伴い、半径20km以内が災害対策基本法に基づき「警戒区域」に設定され、立ち入りが禁止されるなど、各地において深刻で長期に及ぶ問題が発生しました。

○また、地球温暖化に伴う気象変動が生じる中、わが国においても、ここ数年は、局地的豪雨の頻発による洪水や土砂災害が各地で発生しており、多くの犠牲者が出たり、床上浸水や家屋損壊が起きるなど、甚大な被害をもたらしています。

○こうした中、2007（平成19）年11月に公表された国際連合の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）では、地球温暖化に伴う世界的な集中豪雨の増加や熱帯低気圧の巨大化、地球の気候の不安定さの拡大、異常気象・自然災害の激化などを指摘しており、今後も、こうした激甚災害に対する警戒と備えを怠らないことを求めています。

○一方、社会的側面に目を向けると、わが国の刑法犯の認知件数は、2002（平成14）年

には戦後最多を記録しましたが、2003（平成15）年から2009（平成21）年まで7年連続して減少し、ピーク時と比較すると半減しています。

また、刑法犯の検挙率は、年々低下しており、2001（平成13）年には戦後最低の記録である19.8%となりましたが、2002（平成14）年からは改善に転じ、2009（平成21）年には32.0%となっています。

○しかしながら、この検挙率は、「世界一安全」と言われた昭和50年代と比較すると3分の1程度となっており、特に、子供や女性などの社会的弱者が被害者となる犯罪が多発し、日常生活における不安が高まっているため、地域や職域からなる自主防犯ボランティア団体と連携した治安対策が進められています。

○また、交通事故については、その発生状況は、ここ数年、件数・死傷者数ともに減少傾向にあります。一方で、高齢者が関与する事故は増加傾向にあります。

○さらに、消費生活を取り巻く状況は、ますます複雑化・多様化してきており、悪質業者による高齢者、若年層等の消費者被害が数多く発生しているとともに、産地や消費期限等の偽装表示や薬物等の混入した食品の輸入、東日本大震災による福島原子力発電所の事故に伴う周辺農作物等の放射線汚染への不安など、食の安全を脅かす問題が相次いでおり、食の安全・安心に対する信頼が揺らいでいます。

○本県においては、東日本大震災の発生直後に、医師や保健師等からなる救護班を被災地に派遣するとともに、東日本大震災山梨県対策本部のもと、被災者への避難所の提供や被災地への救援物資の搬送、復旧に向けた人的支援など、県民や県内産業界と連携しながら幅広い分野で積極的な支援を展開しました。

○また県庁舎については、大規模な災害の発生時には、県庁が人命救助や災害復旧の司令塔としての役割を担う拠点となることから、こうした役割を的確に果たすための高度な機能を備えた「防災新館」を整備しています。

なお、防災新館の整備に当たっては、施設的设计や建設から管理運営までを民間事業者が行うPFI方式（※7）として実施することとし、防災機能の充実と財政負担の縮減を図っています。

○さらに、消防学校については、耐震性が低く老朽化しており、狭隘であることから建て替えることとし、複雑・多様化する災害や火災等に的確に対応できる消防職員・消防団員の教育訓練施設として2015（平成27）年4月の開講を目指して整備を進めています。

○一方、消費生活の安全確保に向けては、相談窓口の充実を図るとともに、食の安全・安心の推進についても、食品表示の監視などの取り組みを強化しています。

○今後は、国、自治体、公共機関、住民のそれぞれが、相互に協力しながら、自律的か

つ計画的な行動により、恒久的な災害対策や災害時の効果的な対応がなされるよう、より強力な体制の構築に向けて取り組んでいくとともに、犯罪抑止に大きな役割を果たしてきた地域社会の連帯感を取り戻していく対策を進めることとします。

- また、安全で安心な県民生活の実現に向けて、消費生活相談体制の機能や消費者啓発のさらなる充実を図るとともに、食の安全・安心について、関係者による連携協力のもと、より一層の信頼確保が求められています。

※7 PFI方式：Private Finance Initiative 民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して
公共施設等の整備促進を図る手法

(安心して生活できる医療の充実)

- 2004（平成16）年に導入された医師臨床研修制度を契機に、地方における医師不足や産科・小児科などの特定の診療科における医師不足の問題が続いており、このため地方の公立病院では診療科の閉鎖や診療体制の縮小を余儀なくされるなど、経営環境や医療提供体制の維持に対して、極めて厳しい状況となっております。

- こうした中、国では、医学部定員の増員や入学者選抜における地元出身者の入学枠（＝「地域枠」）の設定・拡充など、医師養成数の増加を図るとともに、2009（平成21）年度補正予算において、「地域医療再生交付金」を創設し、都道府県が「地域医療再生計画」に基づき実施する医師の確保や救急医療の強化など、地域の医療提供体制を充実する取り組みを支援しています。

- また、2008（平成20）年に東京都で、妊婦の医療機関への受け入れに多くの時間を要した事案が発生したことを受け、周産期医療と救急医療の確保、連携に向けた取り組みを進めています。

- さらに、がん医療については、2008（平成20）年3月に見直された「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づき、放射線療法や化学療法などを推進し、がん患者の病態に応じたより適切ながん医療の提供を行うこととしています。

- 一方、新たな脅威としては、新型インフルエンザの発生があります。
2009（平成21）年6月11日、世界保健機関(WHO)は、新型インフルエンザに対する警戒水準を最高値の「6」に引き上げ、世界的大流行状態(パンデミック)であることを正式に宣言しました。

この新型インフルエンザは、わが国においても大流行となり、同年5月の最初の発生確認を端緒に全国で2,000万人を超える患者が発生する事態となりました。

幸い、2010（平成22）年8月には、世界保健機関が終息宣言を発するなど、緊迫した事態は収まりましたが、今後も、強毒性の新型インフルエンザが国境を越えて広がる事態への懸念は、依然として消えていません。

○なお、社会における人と人との関係が希薄化しつつあると言われる中、競争の激化や雇用の不安定化等のストレスにより、精神的疲労を蓄積する人が増えています。国の自殺統計によると、1998（平成10）年以降、13年連続して自殺者が年間3万人を超える高い水準で推移しており、迅速な対応が必要となっております。

○本県においては、喫緊の課題である医師不足の解消に向け、2007（平成19）年に医師修学資金貸与制度を創設するとともに、山梨大学と連携し、全国最多の医学部定員や地域枠の創設・拡充を図り、地域の公立病院等への医師の確保・定着に取り組んでいます。

○また、2010（平成22）年1月に、特に医療提供体制が脆弱な峡南及び富士・東部医療圏を対象に、山梨県地域医療再生計画を策定し、峡南医療圏では、医療従事者の確保や医療機関の連携の推進、在宅医療のモデル地区化等に、また富士・東部医療圏では、救急医療体制や高度・専門医療機能の充実強化等に重点を置いた取り組みを進めています。

○さらに県立病院については、2010（平成22）年4月、「地方独立行政法人山梨県立病院機構」に移行し、地方独立行政法人の特長を活かした弾力的・効率的で透明性の高い運営を行うとともに、政策医療の提供や地域医療への支援など、県の基幹病院として、県民により一層信頼される質の高い医療の提供に取り組んでいます。

○一方、若い女性に発症者が急増している子宮頸がんを予防できるワクチンが、2009（平成21）年12月に国内で販売開始され、接種が可能となりました。

子宮頸がんは、唯一ワクチンによって予防できるがんですが、ワクチン接種に要する費用が高額であり、接種対象者の経済的負担が大きいため、県では、2010（平成22）年6月に新たな公費助成制度を創設し、県と市町村が連携して子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けやすい環境づくりを進めてきました。

○また、同年11月からは、国が子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を創設したことから、子宮頸がんワクチンの接種と併せ、小児の髄膜炎の原因となるインフルエンザ菌b型（略称“Hib／ヒブ”）と肺炎球菌に対するワクチン接種についても促進を図っています。

○今後は、医師や看護師をはじめとする医療従事者の確保対策を一層推進するとともに、国の2010（平成22）年補正予算により拡充された山梨県地域医療再生臨時特例基金を活用し、がん医療などの高度・専門医療体制の強化や周産期医療供給体制の充実、救急医療体制の充実、災害発生時における医療提供体制の強化等を図っていきます。

(6) 新たな高速交通時代の到来

○2010（平成22）年2月、全国新幹線鉄道整備法に基づき、国土交通大臣から交通政策審議会に「中央新幹線の整備計画の決定」等に関する諮問がありました。

○これを受けて同審議会は、中央新幹線小委員会を設置して検討を進め、2011（平成23）年4月に、リニア中央新幹線の構築に向けた営業主体や建設主体、走行方式、ルート等の基本的な事項を「答申（案）」としてとりまとめました。

この中では、リニア中央新幹線の整備を、これまで主として東海道新幹線が担ってきた三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び関西圏）の大動脈の機能を強化する意義が期待されるところとともに、中央新幹線及び東海道新幹線による大動脈の二重系化をもたらし、東海地震など東海道新幹線の走行区域に存在する災害リスクへの備えとなるなど、極めて重要としています。

その上で、中央新幹線の東京・大阪間の営業主体及び建設主体には「JR東海」を指名することが適当とされ、走行方式としては「超電導リニア方式」の採用が、ルートとしては「南アルプスルート」の採択が、それぞれ適当とされています。

○さらに、日常生活に不可欠な交通手段の確保、環境にやさしい交通体系の実現等を図るため、交通基本法（仮称）の制定に向けた検討が進められています。

○また、中部横断自動車道の増穂以南は、2017（平成29）年度までの全線開通に向けて、中日本高速道路株式会社と国土交通省によって整備が進められています。

○本県においては、リニア中央新幹線を活用した県土づくりに向けて、2009（平成21）年4月、庁内に山梨県リニア建設推進本部を設置するとともに、同年5月、様々な分野の有識者からなる山梨県リニア活用推進懇話会を設置し、リニアを活用した県全体の活性化方策のあり方やリニアを活用するための基盤整備の方向性などについて検討を進めています。

○また、中部横断自動車道については、2009（平成21）年3月、中部横断自動車道を活用した地域活性化の指針となる「中部横断道沿線地域活性化構想」を策定するとともに、それ以降は、沿線地域の活性化に向けた地域の主体的な取り組みを支援しています。

○さらに、2009（平成21）年3月には、概ね10年後における主要道路の姿と、それを実現するための取り組みを示した「山梨のみちづくりビジョン」を策定し、道路整備を進めています。

○今後は、リニア中央新幹線の早期実現を国等に要望していくとともに、中部横断自動車道については、事業区間である吉原JCT～増穂IC間の2017（平成29）年度までの早期完成、増穂IC以南への追加ICの設置、基本計画区間（北杜市～佐久穂町間）の整備計画区間への早期格上げを要望していきます。

○また、中央自動車道の上野原以東については、都心から放射状に伸びた高速道路ネットワークの中で唯一6車線化されておらず、ここで発生する慢性的な渋滞が、首都圏全域に経済的及び時間的な損失を与えているため、国等に対し課題解消に向けた方策の実現を要望していきます。

(7) 分権型社会への転換

○個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築が求められている中、これまでの中央集権型の行政システムでは十分な対応が難しい課題が生じてきたことから、2000（平成12）年4月には地方分権一括法が施行されるなど、地方分権の確立に向けた取り組みが進められています。

○2009（平成21）年11月には、地方分権改革推進委員会から第4次勧告があり、この勧告では、地方税財政における諸課題を「当面の課題」と「中長期の課題」とに区分し、それぞれについて、あるべき地方税財政制度の再構築についての提言がなされています。

また、同委員会からは、この第4次勧告以前にも、「地方への権限移譲」や「国の関与の廃止・縮小」等についての勧告がなされており、それぞれ具体的な施策が展開されています。

○一方、地方財政面においては、2004（平成16）年度から2006（平成18）年度に実施された三位一体の改革により、一定の税源移譲がなされたものの、その反面、地方交付税の大幅な削減や地域間の税源の偏在等により財政力格差が過度に拡大するなど、地方財政に大きな影響を及ぼしました。

このため、2008（平成20）年度からは、地方間の偏在の大きい法人事業税の一部を国税として徴収し、地方法人特別譲与税として人口や従業員数に応じて再配分する暫定措置が取られています。

○また、道州制については、市町村合併の進展や都道府県を越える広域行政課題の増加など、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、第28次地方制度調査会の答申において、広域自治体改革を国のかたちの見直しにかかわる改革と位置付け、その導入を求めています。

○こうした中、国では、2009（平成21）年11月に「地域主権戦略会議」を設置するとともに、2010（平成22）年6月には「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、地方自治体の自治事務についての義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化、国直轄事業負担金の廃止等の「地域主権改革」の具体策を示しています。

○なお、地域社会においては、行政だけでは解決できない様々な課題が生じてきており、行政と様々な主体とが、一定の役割分担のもとに共に解決を図っていく新しい協働の仕組みが求められています。

2010（平成22）年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、官だけでなく、市民、NPO法人、企業などが、積極的に公的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する仕組みとして、「新しい公共」が提唱されています。

○また、「新しい公共」の担い手であるNPO法人などが主体となり、地域におけるニーズや課題への対応を行うコミュニティビジネスが注目されており、これにより、地域におけるきめ細かなサービスの提供や、雇用の創出が行われることが期待されます。

○本県においては、2000（平成12）年の地方自治法の改正に伴い、知事の権限とされる事務のうち住民に身近な事務については市町村への移譲が可能となったことから、「市町村への権限移譲推進計画」を策定し、これまでに81法令494の事務を移譲してきました。

○また、2010（平成22）年3月には「富士川町」が誕生し、2003（平成15）年3月以前には64あった市町村が27となるなど、住民に身近な基礎自治体である市町村の合併が進められ、行財政基盤が強化されています。

○今後は、地域のごときは地域に住む住民が責任を持って決める、活気に満ちた地域社会をつくるため、明治以来の中央集権体質から脱却し、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換していくことが必要であることから、国に対し、都道府県をはじめ全国の自治体とともに積極的に働きかけいきます。

(8) 知識基盤社会の到来と科学技術の振興

○2009（平成21）年1月に就任したアメリカのオバマ大統領は、100年に一度ともいわれる経済危機から脱出するため、太陽光発電、風力発電、電気自動車等のクリーン（グリーン）エネルギーに対し積極的な公共投資を進めることにより、経済の再建と雇用の創出を図る「グリーンニューデール政策」に注目し、環境技術に力点を置いた革新産業の発展に力を入れています。

○わが国では、2010（平成22）年6月にグリーンソイノベーションに関する施策が提唱され、地球温暖化対策のほか、生物多様性の維持、水に関わる産業、運輸部門や生活関連部門、原子力産業を含むエネルギー部門、さらには、まちづくりの分野での新技術の開

発や新事業の展開などが示されました。

○また、2010（平成22）年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、これまでの政策を転換し、経済社会が抱える課題の解決を新たな需要や雇用創出をきっかけとし、それを成長につなげようとする政策が提言され、「グリーンイノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」、「ライフイノベーションによる健康大国戦略」、「科学・技術・情報通信立国戦略」などの7つの戦略的分野が示されました。

○さらに、2010（平成22）年7月に公表した「経済財政白書」では、技術革新に基づく新製品やサービスの急速な普及により、個人消費が拡大し企業収益や雇用者報酬の増加につながるという消費主導の経済の好循環を提唱しています。

この中では、特に、環境やエネルギー、医療・介護分野など、潜在的な需要が大きい分野に需要の創造や雇用の創出を促すことが有効としています。

○一方、ゲノム解析研究などのバイオテクノロジーの研究が飛躍的に進み、臓器移植や万能細胞、クローン等の可能性に注目が集まっています。

こうした先端技術は、食糧生産や医療等の面での貢献に期待が高まる一方で、生命観や価値観に大きな影響を及ぼしています。

○こうした中、成長分野の原動力となる技術革新が継続して生み出される環境を整備するため、理工系の人材の確保や産学官連携の取り組みなどが進められています。

○本県においては、燃料電池の実用化に向けて、2009（平成21）年8月に山梨大学が知事公舎等跡地に設置した燃料電池ナノ材料研究センターに、県内企業と共同で実用化研究を行うスペースを併設し、県内における技術者の養成、燃料電池関連産業の育成を図っています。

○また、県内外の燃料電池関連企業や学識経験者等により構成される「山梨燃料電池実用化推進会議」を設置し、燃料電池の実用化と関連産業の集積・育成に向けた方策の検討を進めるとともに、燃料電池に対する県民の理解や関心を深める活動も行っています。

○今後は、科学技術に関する産学官連携をさらに進め、新しい技術シーズや高度な専門知識を持つ大学や公設試験研究機関等と企業が連携して、新製品の開発や新事業の創出を図ることが求められています。

(9) 財政再建と公共サービス改革の進展

○わが国の財政状況は、国及び地方公共団体ともに、1990（平成2）年代以降の長期的な経済の低迷による税収の落ち込みや数次にわたる経済対策の実施に伴う公債残高の増

嵩により、極めて厳しい状況となっており、財政再建が喫緊の課題となっています。

○一方、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化といった社会経済情勢の変化により、住民ニーズが増大するとともに高度化・多様化してきており、地方公共団体の厳しい財政運営に拍車が掛けられています。

○このような状況の中、2006（平成18）年6月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体においても、この法律の理念に則った行政改革推進の責務が規定されるとともに、平成18年7月には、総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が発表され、総人件費の抑制や公共サービスの見直し、地方公会計改革等を進めるとされました。

○また、国の動きと併行して、地方公共団体からも、このような厳しい状況に対処するため、イギリス等で導入されているNPM（※8）など新たな行政経営手法を積極的に取り入れ、行政改革を積極的に推進する動きが起こっています。

○さらに、わが国の民間部門の資本蓄積と資金調達力の大幅な拡大やサービス経済化の進展といった社会経済構造の変化を背景に、行政改革の方向性も、従前から行われてきた歳出・人員・給与等の削減などのほか、PFI方式による公共施設の整備や指定管理者制度（※9）の導入、公共サービスの外部委託など、民間活力を導入することにより、経済面の効率化に併せ、公共サービスの質の向上も図る方向へと変わりつつあります。

○本県においては、簡素で効率的な行政運営は、いつの時代においても共通する普遍的な課題であるとの認識のもと、従来から積極的に行政改革に取り組んできましたが、行政改革推進法をはじめとする国の行政改革への取り組みに呼応するとともに、県政運営の基本指針となる「行動計画」の着実な実行の裏付けとしていくため、2007（平成19）年12月に「山梨県行政改革大綱」を策定するなど、行政改革の取り組みを着実に進めてきています。

○今後とも、本県が「暮らしやすさ日本一の県づくり」を推進していくためには、健全で持続可能な行財政構造を構築するとともに、スリムでオープンな県民主体の行政を確立していくなど、引き続き大胆な行政改革を続行していくことが求められています。

※8 NPM：New Public Management 民間企業における経営手法等を積極的に導入することにより、効果的・効率的な行政運営を行い、質の高い行政サービスの提供を実現するもの

※9 指定管理者制度：住民の福祉を増進する公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上と経費の節減等を図る制度

第2章 計画の基本理念と将来の本県の姿（概要）

1 計画の基本理念

（1）「暮らしやすさ」とは

本県は、これまで第一期 チャレンジ山梨行動計画に基づき、「暮らしやすさ日本一」を目指した県づくりを推進してきており、各種産業の振興や環境保全、医療・福祉の充実など、バランスのとれた施策や事業を展開

一方、わが国は、少子高齢化や地球環境問題の深刻化、社会・経済のグローバル化など、様々な課題に直面しており、また大震災を契機に人々の価値観や人生観に変化の兆しが見える

こうした時代の転換期の中で将来を見通した地域経営を進めるには、もう一度「暮らしやすさ」を再認識することが必要

○震災に伴う価値観の変化

・東日本大震災は、東北地方・北関東地方の太平洋沿岸地域を中心に未曾有の被害をもたらし、わが国経済にも深刻な影響

・本県には、災害による直接的な被害はないが、震災と原子力発電所の事故等により県民生活に大きな影響があり、今後も厳しい状況が続く懸念

＜影響の例＞

外国人観光客の大幅な減少

計画停電に伴う経済活動の制約

県産品ブランドへのイメージ悪化 等

・震災では、NPOやボランティア等により、被災者を支援するための様々な自主的な活動が展開

・震災をきっかけに、これまでの効率性・競争性を重視した風潮から、人と人とのつながりや公共貢献を重視する風潮へと、人々の価値観や人生観が変化する兆し

○「暮らしやすさ」の追求

・以上のように、時代が大きく変化する中、特に震災により人々の価値観が変化する中で、改めて「幸せとは」、「暮らしやすさとは」が問われている

・「暮らしやすさ」とは

安全で安心して暮らせる場所や安定した経済基盤

電気や水道・ガス等のライフライン

医療や保健・福祉に関するサービスの提供

心の豊かさ、地域を引き継ぐ人材、

自然とのふれあい、地域の歴史文化 等

- ・これまでの経済的な豊かさや都市の便利さに加え、人と人との絆、自然との共存、共に支え合う日本人の良さなど、時代の流れの中で失われつつあった価値観が見直されつつある
- ・本県は、日々の生活環境のほか、安全で安心な社会基盤、人と人とのつながり、豊かな自然と都市文化などがバランス良く整い、まさに、このような新たな価値観を体現できる可能性に溢れる特性
- ・こうした本県の特性を伸ばし、弱点を克服することで「暮らしやすさ」を高め、県民の誰もが真の豊かさを実感できることが可能になる

(2) 本県の強みを活かし、弱みを克服する

- 本県には、「暮らしやすさ」を高める特性が数多くある
今後、さらに「暮らしやすさ」を追求していくためには、こうした特性のうち本県の「強み」は活かし、高め、また「弱み」を克服、打開していくことが重要
このような幾つかの事例を以下に提示

○本県の強みを活かし・高める

◇大都市に隣接（東京から近い）

- ・東京圏からの利便性の高さ
本県は、大都市東京に隣接し、中央自動車道やＪＲ中央線などの交通網が整備
- ・ＪＲ中央線の特急で新宿～甲府が９０分で結ばれる 等
- ・都市的な活力と田園のゆとりが調和
東京を中心とする大都市圏の市場や都会的な文化に接しながら、一方で、田園の持つ自然の豊かさも享受できる
- ・こうした立地条件は、本県の重要なメリットであるため、今後も十分に活用していくことが必要

◇自然が豊か・自然エネルギー資源が豊富

- ・大都市に隣接するにもかかわらず自然環境が豊かな地域
富士箱根伊豆国立公園など、４つの国立公園・国定公園に囲まれる
- ・自然エネルギーにも恵まれる
日照時間が日本一長く太陽光発電に最適
豊富な水量による水力発電
豊かな森林資源に基づくバイオマスエネルギー 等
- ・今回の大震災により、自然エネルギーの活用に向けた気運が高まる
- ・本県の豊かな自然や自然エネルギーを活用し、クリーンエネルギー先進県確立の可能性

◇特色ある農産物や地場産業、高度な技術を有するものづくり産業

- ・ 果樹王国やまなし
日照時間が長く降水量が少ない、また、朝夕及び夏冬の気温差が著しい盆地特有の気候が果樹王国やまなしを育む
- ・ 特色ある地場産業
ワイン、宝飾、織物等の地場産業が集積、ブランド化が進展
- ・ 高度なものづくり産業
数値制御装置やウエーハプロセス（電子回路形成）用処理装置等の機械電子産業等が集積
燃料電池等の最先端の環境エネルギー技術の研究拠点が集積
- ・ 今後は、本県産業の振興と集積により、成長性と活力にあふれた地域経済への発展可能性

◇多彩な観光資源

- ・ 本県の多彩な観光資源
富士山や八ヶ岳、南アルプスの豊かな自然、果樹やワイン、温泉 等
富士山
江戸時代の「富士講」など、古来より日本人があこがれた旅行先
富士山及び富士五湖は、外国人観光客が最も行ってみたい観光地
本県と静岡県による世界文化遺産の認定に向けた取り組みの推進
→ 世界文化遺産の認定を受けると、富士山の世界的な価値が高まり、国際的な観光・交流の象徴として世界中から多くの人々が訪問
- ・ 新しい形の観光への志向
都市と農村の交流を図るグリーンツーリズム
環境との調和を楽しむエコツーリズム 等
- ・ 今後は、本県の観光資源や地域ブランドを活用した「ニューツーリズム」の展開に期待

◇健康長寿、お互いに支え合う精神

- ・ 本県の県民性
勤勉でねばり強く頑張る性格
“無尽講”の風習やボランティア活動など、お互いに支え合う気性
- ・ 健康長寿
多くの高齢者が、健康で毎日を元気に暮らす「健康長寿日本一」
本県の健康や互助の精神を活かし、健康で生き生きと働ける場の確保や地域の連帯感を活かした子供や高齢者の見守りなど、わが国を代表する健康長寿県にふさわしいまちづくりを期待

◇大震災を契機とした本県の良さを再評価

- ・ 本県が有する様々な特性
大都市に隣接、豊富な自然、特色ある産業、美しい景観、快適な居住環境 等

- ・大都市の企業や都市住民の変化
 - 企業：本県への企業進出、山梨県内企業への発注等によるリスク分散
 - 住民：大都市と本県との二地域居住や別荘保有等による安全への備え
- ・大震災を契機に、これまで本県が整えてきたバランスの取れた諸機能がクローズアップされ、企業や都市住民から再評価
- ・こうした外的要因の変化に伴う評価を本県の強みとして再認識し、更に発展させることで活性化に結びつける可能性

○本県の弱みを克服・打開する

◇高速交通網を活用した交流の推進

- ・“交(か)いの国”

本県は、古来より東海道と東山道を連結する交通・行政上の要衝他の地域と交流することによって発展

- ・地理的な閉鎖性が本県の大きな弱み
- ・周囲を高い山に囲まれ、外部との交通のパイプが広がる時には発展するが、これが狭まると経済も停滞
- ・地域の盛衰に外部との交流が大きな影響

→中央高速自動車道の全線開通による機械電子産業の集積形成 等

- ・閉鎖性を打開する鍵：「中部横断自動車道」「リニア中央新幹線」

<中部横断自動車道>

首都圏と中京圏・東海圏と信越圏を高速交通網で結ぶ

<リニア中央新幹線>

本県と国際空港である羽田空港を約30分で結ぶ

関西圏から本県へ約1時間でアクセスできる

- ・交通基盤の整備は、本県と他圏域のアクセス性を向上させ、本県の拠点性を高める

→本県が国際都市として脱皮する大きなチャンス

- ・今後は、こうした機会を起爆剤に、地域経済の活力を飛躍的に高めることに期待

◇「進取の気性」の発揮

- ・「外部との交流の弱さ」が、もう一つの弱み

本県は、地形の大半が盆地であるため、“盆地の外に出て活躍する”より“盆地の中で何とかやっていく”という内向き志向の気性が見られる

大都市の市場に近いため、あまり努力しなくても一定の顧客が確保できることが原因

→外部と熱心に交流し情報発信することが疎かになる

- ・「進取の気性」に富む県民性

本来、本県の県民性には、常に新しいものを取り込む「進取の気性」

がある。

江戸時代には、江戸とは距離的にも政治的にも近く、活発な物流や人々の往来により常に最新の文化が流入

→県民の心に新しい文化や技術に敏感に反応する気性が醸成

・進取の気性の開花

本県の先人達は、鉄道、電力、ガスなどの明治期に西洋から伝わってきた新しい文化・技術を、いち早く取り込み、甲州財閥として名譽と財をなし、経済界を中心に偉人が輩出

・進取の気性が、私たちの中に脈々と生き続ける

明治維新や関東大震災に匹敵する時代の大転換期にある今、こうした「進取の気性」がもたらすイノベーション（技術革新）が、閉塞感を打開し、本県の未来を拓く力となる

(3) 基本理念

- ・以上の例に示されるように、本県には数多くの個性や特徴があり、それぞれが十分に発展可能性を有することから、これらの可能性を発揮させることで、暮らしやすさ日本一の実現は十分に可能
- ・本県が有する資源や風土の個性を発揮させ、「暮らしやすさ日本一の実現」に向けて、引き続きチャレンジしていくことが、県政運営の基本
- ・このため第二期チャレンジ山梨行動計画（仮称）の基本理念を

「暮らしやすさ日本一の県づくり」

とし、誰もが真の豊かさを実感できる山梨県の実現を目指す

(4) 明日の山梨づくりへのチャレンジ

「暮らしやすさ日本一の県づくり」を実現するため、7つの基本目標を設定する

○7つの基本目標：7つのチャレンジ

- ・「元気産業創出」チャレンジ
- ・「環境先進地域」チャレンジ
- ・「ウエルカム、おもてなし」チャレンジ
- ・「交いの国」チャレンジ
- ・「生涯あんしん地域」チャレンジ
- ・「未来を拓く人づくり」チャレンジ
- ・「改革続行」チャレンジ

○今後は、山梨の明るく元気な未来づくりに向け、持てる力を最大限に発揮させながら、ねばり強くチャレンジする

2 将来の本県の姿（目指すべき方向）

（7）「改革続行」チャレンジ

～健全財政と県民主体行政のやまなし～

- ・健全で持続可能な財政運営の確保
- ・簡素で効率的な組織による高度化・多様化する行政ニーズへの対応
- ・県民意見を反映した行政運営
- ・情報公開の徹底による県政の透明性の向上
- ・市町村への権限移譲による自立した地域づくり

Ⅲ 行動計画

第1章 施策・事業

1 施策・事業実施に当たった考え方

「暮らしやすさ日本一の県づくり」に向けた取り組みが、効果的・効率的に実施できよう、その目的等を考慮し、これらを「基本目標—政策—施策・事業」の三段階に区分し、体系化します。

(基本目標)

今後、達成すべき分野別の基本的な目標
(政策)

基本目標を達成するために、本県が、今後、重点的に取り組む政策
(施策・事業)

それぞれの政策を構成する主要な施策・事業

2 主要な施策・事業の内容

施策・事業実施に当たった考え方を踏まえ、4年間に取り組む主要な施策・事業の概要と達成に至るまでの工程、数値目標等を明らかにします。

基本目標7 「改革続行」チャレンジ

政策1 県財政の改革

1 政策推進に当たったの基本的考え方

将来にわたって質の高い県民サービスを提供していくためには、健全で持続可能な財政運営を確保していく必要があります。このため将来の県民負担となる県債等残高の計画的な削減を図るとともに、税收など自主財源の確保に取り組みます。また、既存事業の改廃・コスト削減など不断の見直しを行うとともに、公共事業等についても効率的・効果的に推進するため、費用対効果を十分吟味し、選別と重点化により県民ニーズの高い事業から優先的に実施します。

2 施策の方向

- 臨時財政対策債等を除く県債に出資法人に対する債務保証等を含めた県全体の県債等残高の計画的削減
- 公共事業費等の段階的な縮減や県単独補助金の不断の見直し
- 重点的に整備すべき社会資本の方向性の見直しや既存の公共土木施設の長寿命化
- 公共事業評価の実施と公共事業コスト構造改善の実施
- 県税徴収率の向上と財源確保

政策2 県庁の改革

1 政策推進に当たったの基本的考え方

高度化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応していくため、簡素で効率的な組織づくりを行っていくとともに、人材の効率的・効率的配置など組織力を高める人事管理や成果を重視した行政運営を進めます。

また、出資法人については、公益法人制度改革に対応した見直しを実施するとともに、法人の存廃も含めた必要性の検討や経営健全化に向けての取り組みなど抜本的な改革を推進します。

2 施策の方向

- 簡素で効率的な組織づくりと職員数の適正な管理
- チャレンジミッションの公表
- 次代を担う人材の育成や組織力を高める人事管理の推進

- 行政評価による事務事業の見直し
- 出資法人の公益法人制度改革への対応
- 経営改革プランの策定・実施など出資法人の抜本的改革

政策 3 県民サービスの改革

1 政策推進に当たったの基本的考え方

県民主体の県政を推進していくため、広聴広報機能の強化により、県民の声を広く県政に反映させるとともに、情報公開の徹底により県政の一層の透明化を図ります。また、県民の利便性を向上させるため、行政サービスのオンライン・ワンストップ化を推進するとともに、民間活力の導入により、コスト削減やサービス向上を図ります。

2 施策の方向

- 広聴広報機能の強化
- 地方三公社への情報公開条例の対象拡大
- 民間活力の活用による効率的で質の高い県民サービスの提供
- 電子県庁の推進
- 公共施設のあり方の検討と運営の効率化の推進

政策 4 地域主権の改革

1 政策推進に当たったの基本的考え方

自立した地域づくりを進めるため、県から市町村への権限移譲を進めるとともに、道州制への移行も視野に入れながら、地域主権改革に積極的に取り組みます。

2 施策の方向

- 国に対する積極的提言の実施
- 道州制の導入促進
- 県から市町村への権限移譲の推進

3 重点プラン（概要）

（1）重点プランの設定について

○「暮らしやすさ日本一の県づくり」を実現するためには、特に本県の将来を切り開く可能性のある施策・事業に対し、人やモノ、お金等の行政運営に係る限られた資源を計画的・効果的に投入し、早期に具体化を図ることが重要

○本県には、数多くの“山梨ならではの”個性や特徴があり、それぞれが持つ創造性や獨創性により、今後、十分に発展する可能性がある

- ・これらの可能性を発揮させることが、「暮らしやすさ日本一の県づくり」を推進する上で非常に重要
- ・このため、こうした可能性の要素、即ち「やまなし発展の芽」を計画の体系の中に明確に位置付けることで、メリハリの効いた施策・事業を展開

○「やまなし発展の芽」の中には、本県の強みを伸ばすものと本県の弱みを克服するものがある

- ・「強み」については、これをさらに伸ばし、高める
 - ・「弱み」については、これを克服し、打開する
- これにより、元気な山梨の未来を創る糧とする

○これまでに掲げた施策・事業のうち、これらの「やまなし発展の芽」を「重点プラン」として次のように整理

◇「やまなし発展の芽 育成施策・事業」

- ・本県の将来を切り開く「やまなし発展の芽」を育成・発展させるため、相互に連携を図りながら集中的に実施する施策・事業

◇「山梨県産業振興ビジョン 推進施策・事業」

- ・2011（平成23）年3月に策定した「山梨県産業振興ビジョン」を推進するため、新たな成長に向け経営革新に取り組み中小企業者を支援する施策・事業

(2) 重点プランの内容

①やまなし発展の芽育成施策・事業

○「やまなし発展の芽」とは

- ・本県の将来を切り開く可能性を持つ要素を促進・発展させる施策・事業
- ・本県の持つ「強み」を更に高める、もしくは山梨を後押しする順風に乗って行われる施策・事業
- ・本県の「弱み」を克服する、もしくは山梨に吹きつける逆風を弱める方向で行われる施策・事業

○「やまなし発展の芽」の要件

◇成長可能性、新規性

- ・本県の成長に貢献すると見込まれること。
- ・第一期チャレンジ山梨行動計画の中で成長の可能性を高めてきた、もしくは、近年、新たに注目を集めている施策・事業であること

◇「やまなし」の特性

- ・本県の特徴を活かした、“やまなしならではの”“やまなしだからこそ”の施策・事業であること

◇創造性、獨創性

- ・成長への可能性を高めるための工夫や知恵など、創造性・獨創性が含まれること

②産業振興ビジョン推進施策・事業

○「産業振興ビジョン推進施策・事業」とは

- ・県が2011(平成23)年3月に策定した「山梨県産業振興ビジョン」を推進し、ビジョンの実現や具体化に向けた取り組みを行う施策・事業

○「産業振興ビジョン推進施策・事業」の要件

- ・産業振興ビジョンに掲げる5つの産業分野について、それぞれの方向性に沿ってビジョンの推進・具体化を図るものであること
- ・産業振興ビジョンに記載された本県の「強み」を活かし「課題」を克服する施策・事業であること
- ・産業振興ビジョンに沿って、中小企業が行う経営革新に向けた取り組みを支援する施策・事業であること

第2章 計画推進方策（概要）

1 計画推進の考え方

○市町村や近隣都県との交流・連携の強化

県民に最も身近な自治体である市町村との連携を強化、広域防災や道州制等を視野に入れた近隣都県との交流・連携の強化

○多様な主体との協働の推進

多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応するため、市町村、企業、NPO、ボランティアなど、多様な主体との連携・協働を推進

2 計画の進捗状況管理

○計画の実現に向けた施策事業の展開と進捗状況管理

○県のホームページを通じた情報提供

○「山梨県総合計画審議会」による計画実現に向けた検討